

令和8年度 印西市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金

申請の手引き

【集合住宅用充電設備・
住民の合意形成のための資料作成】版



印西市マスコットキャラクター **いんざい君**

申請期間：令和8年5月11日（月）～

令和9年2月26日（金）昼12時【先着順】

申請窓口：環境保全課 政策推進係（本庁舎2階）

目 次

1. 補助金の概要	1
2. 補助金の申請	1
3-1. 補助対象設備等を導入する住宅の要件	2
3-2. 補助対象者の要件	3
3-3. 補助対象設備等の要件	4
4. 補助対象経費と補助金額	5
5. 申請書類	6
6. 納税確認について	16
7. 交付決定	16
8. 補助金の請求	16
9. その他	16
10. 補助金申請の流れ	17
11. Q & A	18

【集合住宅用設備にかかる補助金の申請を検討されている方へ】

集合住宅用設備にかかる補助金の申請につきましては

予算措置や提出書類の精査等の都合上、

工事着手の1年前には担当課へのご相談をいただきますよう、お願いいたします。

1. 補助金の概要

市では、地球温暖化の防止や家庭におけるエネルギーの安定確保、エネルギー利用の効率化及び最適化を図るため、市内の住宅（店舗等の併用住宅を含む）に次の住宅用設備等を導入した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付しています。

【補助対象設備等（未使用のものに限る。）】

1. 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
 2. 定置用リチウムイオン蓄電システム
 3. 窓の断熱改修
 4. 電気自動車（EV）
 5. プラグインハイブリッド自動車（PHV・PHEV）
 6. V2H 充放電設備
 7. 集合住宅用充電設備
 8. 集合住宅用充電設備の導入に係る住民の合意形成のための資料作成
(以下「住民の合意形成のための資料作成」という。)
4. 電気自動車（EV）
5. プラグインハイブリッド自動車（PHV・PHEV） } 以下「電気自動車等」という。

2. 補助金の申請

1. 申請期間：令和8年5月11日（月）～令和9年2月26日（金）昼12時
（土・日・祝日を除く）
2. 申請時間：
・令和8年5月11日～令和8年6月30日
 昼12時～午後1時を除く午前8時30分～午後5時15分
・令和8年7月1日以降
 昼12時～午後1時を除く午前9時00分～午後4時30分
3. 申請場所：印西市役所2階 環境保全課政策推進係窓口
4. 申請方法：窓口持参又は郵送（代理人申請可）
※申請は先着順です。予算の上限に達し次第、受付を終了します。

各種申請様式は、市のホームページで
掲載していますので、ご確認ください。

（市ホームページ：

<https://city.inzai.lg.jp/0000015837.html>）



3-1. 補助対象設備等を導入する住宅の要件

集合住宅用充電設備

- ◆ 既存のマンション等であり、当該マンション等に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）において居住者が充電設備を利用できること。（必須）
- ◆ 住民以外も利用可能な場合の補助を受ける場合は、マンション等の敷地の外から住民以外も充電設備を利用できる旨の記載がされた案内板が確認できること。

住民の合意形成のための資料

- ◆ マンション管理組合が管理する既存のマンション等であること。（必須）

★申請可能回数

原則、1つの住宅につき1回です。

3-2. 補助対象者の要件

すべての補助対象設備の申請に関し、申請者が下記の条件を満たしていること。

- (1) 本人を含む同一世帯員が印西市に納付すべき市税等を滞納していないこと。(リース事業者含む)
- (2) 補助対象設備等の導入費用を負担し、かつ、当該設備等を所有していること。
※所有権留保付きローン(残価設定型の契約を含む。)で、所有者が販売店、ファイナンス会社等である場合、リース契約で、所有者がリース事業者である場合も可
- (3) 補助対象設備等を**リース契約**により導入した場合は、リース事業者と共同で補助対象事業を行い、かつ、次の要件の全てを満たすこと。
 - ① リース事業者が補助対象者から領収する**月額リース料金を減額する形で補助金相当分が還元**されていること。
 - ② リース期間が、設備等の**財産処分制限期間以上**の契約となっていること。
 - ③ ②を満たさない場合は、リース期間終了後に補助対象者が当該設備を購入する契約になっていること。
※申請者名は、市民の方及びリース事業者様との連名となります。
※リース事業者様の方針によっては対応が難しい場合もございます。

■ 下記補助対象設備の申請に際し、上記3つの条件と併せて下記の条件を満たしていること。

・集合住宅用充電設備

- ◆ 補助対象設備等を導入する市内のマンション等のマンション管理組合又は所有者であること。
- ◆ 補助対象設備等の導入にあたって、**国が実施する補助金の交付決定通知を受けていること**。ただし、**住民のみ充電設備を利用可能とする場合の補助を受けようとするときはその限りでない**。
- ◆ 同一の工事において、同じ種類の補助対象設備等に対し、印西市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。

・住民の合意形成のための資料作成

- ◆ 補助対象設備等を導入する市内のマンション等のマンション管理組合又は所有者であること。
- ◆ 同一の工事において、同じ種類の補助対象設備等に対し、印西市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。

3-3. 補助対象設備等の要件

補助対象設備等	補助対象設備等の要件
集合住宅用充電設備 (処分制限期間5年)	<p>集合住宅の管理者等が電気自動車等に充電するために導入する以下の設備のうち、国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているもの</p> <p>(1) 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基あたりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装置一式を備えたものをいう。</p> <p>(2) 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装置一式を備えたものをいう。</p> <p>(3) 蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他装置一式を備えたものをいう。</p> <p>(4) 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。</p> <p>(5) 充電用コンセントスタンド (4)を装備する盤状又は筒状の筐体をいう。</p> <p>(6) 令和8年4月1日～令和9年2月26日の間に工事等に着手・完了したもの</p>
住民の合意形成のための資料	<p>マンション等の管理組合が集合住宅用充電設備の導入についての住民の合意形成のために作成する説明資料（充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシュミレーション等）で、当資料を使用することにより、管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入について議論が行われたものであること。</p>

※財産処分制限期間について

上記表中に示した処分制限期間内に補助対象設備等を処分する場合は、事前に、「処分承認申請書」を提出していただく必要があります。

その際処分制限期間の満了日までの月数に応じて補助金の一部返還を求められます。

詳細は環境保全課までお問合せください。

4. 補助対象経費と補助金額

補助対象設備等（未使用品に限る）の補助対象経費と補助金額は下表のとおりです。

なお、消費税及び地方消費税相当額、設置費等に国その他の団体からの補助金を充当する場合は、当該補助金の額は補助対象経費になりません。また、当該設備等の導入費用に国その他の団体からの補助金、割引額等を充当する場合には、補助対象経費の額からそれらの額を控除した額を補助対象経費といたしますので、ご注意ください。

補助対象設備等	補助対象経費	補助金額※1
集合住宅用充電設備	急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充電用コンセント又は充電用コンセントスタンドの購入費 ※設置工事費は対象外	（住民のみ利用可能、かつ、国の補助金を併用する場合） 補助対象経費に係る国の補助金額の 1/2 （住民のみ利用可能、かつ、国の補助金を併用しない場合） 補助対象経費に係る国の補助金額を基準とし、その基準額の 1/2 また、どちらの場合においても 上限 750,000 円×基数 （口数） （住民以外も利用可能な場合） 補助対象経費に係る国の補助金額の 2/3 上限 1,000,000 円×基数 （口数）
住民の合意形成のための資料作成	充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等の作成費（事業者への外注費に限る。）	上限 150,000 円

※1 補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じるときは、切り捨てた額が補助金額となります。

5. 申請書類

補助対象設備等の種類ごとに、次のとおり必要書類をご確認の上、申請してください。

申請者本人が補助対象設備等を導入した場合と、リース契約によりリース事業者が導入した場合とで準備書類が異なります。

表を分けて記載しておりますので、ご状況に応じてご参照ください。

表中★印がついた書類は、ホームページに書式を掲載していますので、適宜ご使用ください。

集合住宅用充電設備

- ① マンション等の所有者が個人で購入した設備を導入した場合……………P7,8
- ② マンション等の所有者又は管理組合がリース契約により導入した場合…P9,10
- ③ マンション管理組合が設備を購入した場合……………P11,12

住民の合意形成のための資料作成

- ① 申請者がマンション等の所有者である場合……………P13
- ② 申請者がマンション等の管理組合である場合……………P14

5-1 集合住宅用充電設備_マンション等の所有者が個人で購入した設備を導入した場合

	必要書類	備考
★	①交付申請書（第1号様式） ※2枚目以降は、 <u>申請する設備に該当するページのみ提出してください。</u>	住民登録及び市税等の納付状況について、市が確認することに同意いただけない場合は、次の書類の提出が必要です。 ①-1 世帯全員の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの） ①-2 本人が属する世帯の同一世帯員に市税等の滞納がないことを証明する書類
	②申請者の本人確認書類の写し	免許証のコピー等
	③補助対象設備等の導入に係る契約書又は注文書等の写し	
★	④工事等の着手日・完了日が確認できる書類	・着手日、完了日の両日が確認できるもの ※ホームページに添付の書式も使用可
	⑤補助対象設備等の技術仕様が確認できる書類の写し	・カタログ、ホームページ等で、設備の形状と型式等が確認できるページの写し ※交付申請書（第1号様式）、導入状況が確認できるカラー写真等で技術仕様が確認できる場合は提出不要
	⑥補助対象設備等の導入費用に係る領収書及び内訳書の写し	・クレジット契約の場合は、販売店等が発行する支払証明書等でも可 ・所有権留保付きローン（残価設定型を含む）の場合は、全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類の写しでも可 ・領収書のあて名は申請者を含む連名でも可
	⑦補助対象設備等の導入状況が確認できるカラー写真	・補助対象設備の導入工事 着手前・完成後の写真 ・①機器全体、②機器の型式・製造番号が確認できるもの
	⑧補助対象設備等が未使用品であることを確認できる書類の写し	・メーカー発行の保証書 等
	⑨補助対象設備等の設置図面	平面図等
	⑩マンション等であることが確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ・建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸借契約書等
	⑪既築住宅であることが確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ・固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋に係るもの）の写し ・固定資産税、都市計画税の納税通知書の写し ・検査済証又は建築台帳記載事項証明書の写し（交付年月日が工事着手前の日付であるもの）
	⑫国の補助金に係る交付決定書類の写し及び実績報告書類一式の写し ※国の補助金を受けていない場合提出不要	変更申請している場合は、 額の確定書類の写し を追加で提出してください。

	⑬住民以外も利用することができることの記載がされた案内板が確認できる書類（住民以外も利用可能な場合の補助を受ける場合）	案内板と周囲の景観が確認できるカラーの写真 ※案内板の内寸は、400 mm×400 mm以上（国の補助制度で規定される大きさ）である必要があります。
★	その他	・委任状（代理人が申請する場合）

集合住宅用充電設備_マンション等の所有者又は管理組合がリース事業者との契約で導入した場合

書類	必要書類	備考
★	①交付申請書（第1号様式） ※2枚目以降は、申請する設備に該当する <u>ページのみ</u> 提出してください。	・申請者とリース事業者との連名でご記載下さい。 ・住民登録及び市税等の納付状況について、市が確認することに同意いただけない場合は、次の書類の提出が必要です。 ①-1 世帯全員の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの） ①-2 本人が属する世帯の同一世帯員に市税等の滞納がないことを証明する書類
	②マンション等の管理組合であることが確認できる書類（申請者が法人格を持たないマンション管理組合の場合）	マンション等の管理組合の現在の代表者が選定されたことが確認できる書類の写し及び代表者の本人確認書類の写し
	②登記事項証明書（申請者が法人格を持つマンション管理組合の場合）	マンション等の管理組合の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（管理組合が申請する場合）
	A 登記事項証明書	リース事業者の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
	B リース契約書の写し	
	C リース事業者が購入した設備の購入費・工事費が確認できる書類	領収書等
★	D 貸与料金の算定根拠明細書	ホームページに添付の様式をご使用ください。
★	③工事等の着手日・完了日が確認できる書類	・着手日、完了日の両日が確認できるもの ※ホームページに添付の書式も使用可
	④補助対象設備等の技術仕様が確認できる書類の写し	・カタログ、ホームページ等で、設備の形状と型式等が確認できるページの写し ※交付申請書（第1号様式）、導入状況が確認できるカラー写真等で技術仕様が確認できる場合は提出不要
	⑤補助対象設備等の導入費用に係る領収書及び内訳書の写し	・クレジット契約の場合は、販売店等が発行する支払証明書等でも可 ・所有権留保付きローン（残価設定型を含む）の場合は、全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類の写しでも可 ・領収書のあて名は申請者を含む連名でも可
	⑥補助対象設備等の導入状況が確認できるカラー写真	・補助対象設備の導入工事 <u>着手前・完成後のカラー写真</u> ①機器全体、②機器の型式・製造番号が確認できるもの

	⑦補助対象設備等が未使用品であることを確認できる書類の写し	次のいずれかの書類の写し ・メーカー発行の保証書 ・メーカー発行の出荷証明書(出荷日の記載のあるもの) ・メーカー発行の検査成績書(検査日の記載があるもの)
	⑧補助対象設備等の設置図面	平面図等
	⑨マンション等であることが確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ・建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸借契約書等
	⑩既築住宅であることが確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ・固定資産税課税台帳記載事項証明書(家屋に係るもの)の写し ・固定資産税、都市計画税の納税通知書の写し ・検査済証又は建築台帳記載事項証明書の写し(交付年月日が工事着手前の日付であるもの)
	⑪国の補助金に係る交付決定書類の写し及び実績報告書類一式の写し ※国の補助金を受けていない場合提出不要	変更申請している場合は、 額の確定書類の写し を追加で提出してください。
	⑫住民以外も利用することができることの記載がされた案内板が確認できる書類(住民以外も利用可能な場合の補助を受ける場合のみ)	案内板と周囲の景観が確認できるカラー写真 ※案内板の内寸は、400 mm×400 mm以上(国の補助制度で規定される大きさ)である必要があります。
★	その他	・委任状(代理人が申請する場合)

5-3 集合住宅用充電設備_申請者がマンション管理組合の場合

書類	必要書類	備考
★	①交付申請書（第1号様式） ※2枚目以降は、 <u>申請する設備に該当するページのみ提出してください。</u>	住民登録及び市税等の納付状況について、市が確認することに同意いただけない場合は、次の書類の提出が必要です。 ①-1 世帯全員の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの） ①-2 本人が属する世帯の同一世帯員に市税等の滞納がないことを証明する書類
	②マンション等の管理組合であることが確認できる書類（申請者が法人格を持たないマンション管理組合の場合）	マンション等の管理組合の現在の代表者が選定されたことが確認できる書類の写し及び代表者の本人確認書類の写し
	②登記事項証明書（申請者が法人格を持つマンション管理組合の場合）	マンション等の管理組合の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（管理組合が申請する場合）
	③補助対象設備等の導入に係る契約書又は注文書等の写し	
★	④工事等の着手日・完了日が確認できる書類	・着手日、完了日の両日が確認できるもの ※ホームページに添付の書式も使用可
	⑤補助対象設備等の技術仕様が確認できる書類の写し	・カタログ、ホームページ等で、設備の形状と型式等が確認できるページの写し ※交付申請書（第1号様式）、導入状況が確認できるカラー写真等で技術仕様が確認できる場合は提出不要
	⑥補助対象設備等の導入費用に係る領収書及び内訳書の写し	・クレジット契約の場合は、販売店等が発行する支払証明書等でも可 ・所有権留保付きローン（残価設定型を含む）の場合は、全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類の写しでも可 ・領収書のあて名は申請者を含む連名でも可
	⑦補助対象設備等の導入状況が確認できるカラー写真	・補助対象設備の導入工事 <u>着手前・完成後のカラー写真</u> ①機器全体、②機器の型式・製造番号が確認できるもの
	⑧補助対象設備等が未使用品であることを確認できる書類の写し	メーカー発行の保証書 等
	⑨補助対象設備等の設置図面	平面図等
	⑩マンション等であることが確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ・建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸借契約書等
	⑪既築住宅であることが確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ・固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋に係るもの）の写し ・固定資産税、都市計画税の納税通知書の写し ・検査済証又は建築台帳記載事項証明書の写し（交付年月日が工事着手前の日付であるもの）

	⑬国の補助金に係る交付決定書類の写し及び実績報告書類一式の写し ※国の補助金を受けていない場合提出不要	変更申請している場合は、 額の確定書類の写し を追加で提出してください。
	⑭住民以外も利用することができることの記載がされた案内板が確認できる書類（住民以外も利用可能な場合の補助を受ける場合）	案内板と周囲の景観が確認できるカラー写真 ※案内板の内寸は、400 mm×400 mm以上（国の補助制度で規定される大きさ）である必要があります。
★	その他	・委任状（代理人が申請する場合）

5-4 住民の合意形成のための資料作成_申請者がマンション等の所有者である場合

書類	必要書類	備考
★	①交付申請書（第1号様式） ※2枚目以降は、申請する設備に該当するページのみ提出してください。	住民登録及び市税等の納付状況について、市が確認することに同意いただけない場合は、次の書類の提出が必要です。 ①-1 世帯全員の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの） ①-2 本人が属する世帯の同一世帯員に市税等の滞納がないことを証明する書類
	②マンション等であることが確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ・建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸借契約書等
	③既築住宅であることが確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ・固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋に係るもの）の写し ・固定資産税、都市計画税の納税通知書の写し ・検査済証又は建築台帳記載事項証明書の写し（交付年月日が工事着手前の日付であるもの）
	④設置場所の見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図、住民の費用負担のシュミレーション等の資料の写し	外注により作成した資料の写しを提出してください。 ※資料の具体的な記載事項（例）については、p15をご参照ください。
	⑤マンション等の管理組合で集合住宅用充電設備の導入について議論がされたことが確認できる書類	マンション等の管理組合の総会における議事録の写し ※充電設置に係る住民の合意形成の可否については、要件として問いません。
★	その他	・委任状（代理人が申請する場合）

5-5 住民の合意形成のための資料作成 申請者がマンション等の管理組合である場合

書類	必要書類	備考
★	①交付申請書（第1号様式） ※2枚目以降は、申請する設備に該当するページのみ提出してください。	住民登録及び市税等の納付状況について、市が確認することに同意いただけない場合は、次の書類の提出が必要です。 ①-1 世帯全員の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの） ①-2 本人が属する世帯の同一世帯員に市税等の滞納がないことを証明する書類
	②マンション等の管理組合であることが確認できる書類（申請者が法人格を持たないマンション管理組合の場合）	マンション等の管理組合の現在の代表者が選定されたことが確認できる書類の写し及び代表者の本人確認書類の写し
	③登記事項証明書（申請者が法人格を持つマンション管理組合の場合）	マンション等の管理組合の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（管理組合が申請する場合）
	④マンション等であることが確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ・建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸借契約書等
	⑤既築住宅であることが確認できる書類	次のいずれかの書類の写し ・固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋に係るもの）の写し ・固定資産税、都市計画税の納税通知書の写し ・検査済証又は建築台帳記載事項証明書の写し（交付年月日が工事着手前の日付であるもの）
	⑥設置場所の見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図、住民の費用負担のシミュレーション等の資料の写し	外注により作成した資料の写しを提出してください。 ※資料の具体的な記載事項（例）については、p15をご参照ください。
	⑦マンション等の管理組合で集合住宅用充電設備の導入について議論がされたことが確認できる書類	マンション等の管理組合の総会における議事録の写し ※充電設置に係る住民の合意形成の可否については、要件として問いません。
★	その他	・委任状（代理人が申請する場合）

【住民の合意形成のための資料の記載事項（例）】

①	設置場所見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所名称、作成者名、縮尺、作成日 ・施設全体の敷地形状 ・充電スペース場所 ・追加設置、入替設置の場合、既存の充電スペース場所 ・公道から充電設備設置場所への入口 【以下、住民以外も利用可能な場合の項目】 ・充電設備設置場所に面する公道名 ・案内板を設置する位置、向き、設置方法、仕様（大きさ）
②	平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所名称、作成者名、縮尺、作成日 ・充電スペース場所 ・幅、奥行き寸法 ・追加設置、入替設置の場合、既存の充電スペース場所 ・充電スペースと充電設備の位置関係寸法 ・追加設置、入替設置の場合、既存充電設備の位置 ・充電設備を設置する基礎寸法（たて、よこ、高さ）
③	配線ルート図	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所名称、作成者名、縮尺、作成日 ・充電スペース場所 ・充電設備設置場所 ・電源元から充電設備本体までのルート ・電源線の種類（例：CV5.5-3c・10m）を区画や各々の直線ごとに長さの記載 ・配線方法（架空・露出・埋設） ・立上げ、立下げがある場合は、その長さの記載 ・電源元であるキュービクルや分電盤等の設置位置、位置関係が確認できる寸法
④	電気系統図	<ul style="list-style-type: none"> ・充電設備の種類（急速・普通等）、メーカー名、型式 ・配電方法の種類（例：1Φ3W100/200V） ・受電元のキュービクルや分電盤、手元開閉器を図示 ・ブレーカーの仕様（例：ELB2P2E）、容量（例：20AF/20AT） ・ブレーカーから充電設備までの配線 ・配線の種類（例：CV5.5-3c） ・接地配線、接地種別（例：Ec、Ed等）アース線（例：IV5.5sq） ・幹線の種類（例：CV38-3c）、ブレーカーの仕様および容量 ・課金機など別体装置等がある場合の、通信線 ・電灯の設置がある場合の、配線の種類（例：CV5.5-3c） ・電灯のタイマースイッチ等を設置する場合の、設置箇所
⑤	住民の費用負担のシミュレーション	<ul style="list-style-type: none"> ・充電設備の導入に係る導入費（設備費・工事費）の内訳 ・充電設備の維持管理費の内訳 ・充電設備の導入費・維持管理費についての住民の費用負担（充電設備を利用する世帯と利用しない世帯の費用負担について） ・充電設備を利用する際の料金設定
⑥	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・充電設備の利用方法（利用可能な時間帯、一般への開放の有無等） ・充電設備を利用する際の料金設定 ・マンション管理組合の総会での説明資料・シナリオ

6. 納税確認について

印西市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けるためには、市税等が完納されていることが条件となります。詳細は次のとおりとなりますので、ご確認のうえ、申請書類を提出してください。

(1) 確認する市税等の種類

- ・市県民税　・固定資産税　・都市計画税　・軽自動車税　・国民健康保険税
- ・後期高齢者医療保険料　・介護保険料（納期到来分について確認いたします。）

※リース事業者：市に収めている法人税 等

(2) 対象者

- ・申請者及び同一世帯員

(3) その他

- ・滞納が確認された場合は、滞納分を納付された後の受付となります。

7. 交付決定

申請書類を提出後、納税確認及び書類審査を行い、申請内容に不備等がなければ、「交付決定通知書」を申請者住所に送付します。交付決定までの所要日数は概ね2～3週間程度です。

8. 補助金の請求

交付決定通知書を受取後、30日以内もしくは3月10日までのいずれか早い日までに、補助金交付請求書（第3号様式）を環境保全課まで提出してください。交付決定額をご指定の口座に振込みます。振込みまでの所要日数は、請求書の提出から概ね3週間程度です。

〈交付請求書作成上の注意点〉

- ・請求書は訂正できません。誤記した場合はHPから様式を印刷し、改めて記入してください。
- ・修正テープ・修正液・消えるボールペン等の使用は不可です。
- ・金融機関、振込先名義人及び口座番号は誤りがないよう正しく記入してください。

9. その他

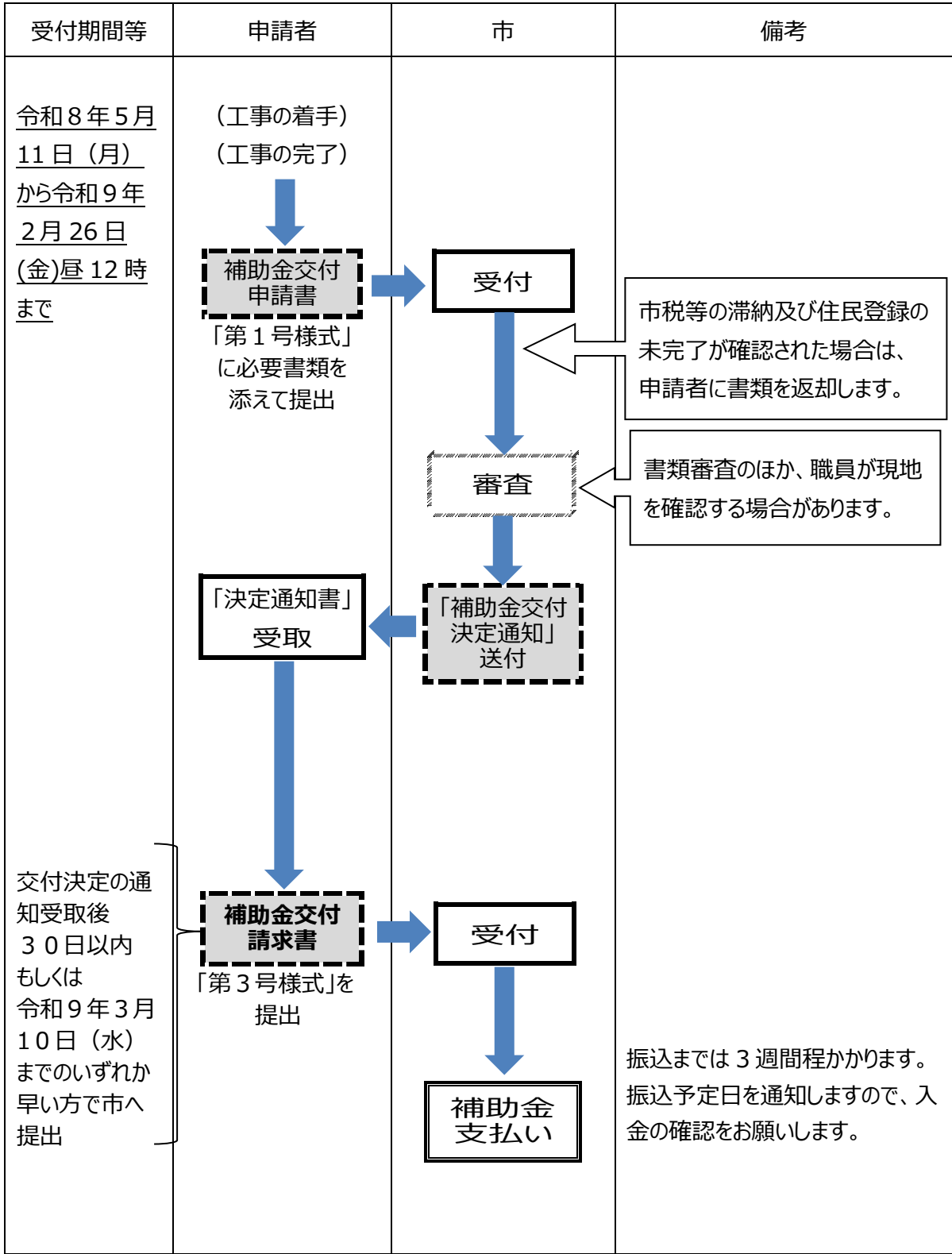
(1) 現地調査について

交付申請提出後、必要に応じて現地調査を実施することがあります。その場合、申請者ご本人、またはご家族の立会をお願いします。

(2) 受付終了について

申請期間内でも、当該年度の予算がなくなり次第受付終了となります。ご注意ください。

10. 補助金申請の流れ



11. Q&A

Q. 補助金申請書類について

<p>Q-1 業者が代行して申請しても良いか？ (★同一世帯者が代理申請する場合、委任状は不要です。)</p>	<p>A-1 業者が代理で提出することは可能です。 ただし、委任状がない場合は、書類の不備等について申請者へ直接連絡させていただきます。 また、市から郵送する通知等は全て申請者に送付します。</p>
<p>Q-2 申請はどの段階でできるのか？</p>	<p>A-2 補助対象設備等設置後の申請となります。ただし、設置後であっても、住民登録がなされていなければ申請することはできません。</p>
<p>Q-3 書類に不備や不足等があった場合は？</p>	<p>A-3 不備・不足等があった場合は、返却させていただきます。 不備を解消し、不足書類を揃えていただいた後、改めて申請してください。 また、申請受付の終了日までに書類が完全にそろわない場合、補助の対象外となりますので、ご注意ください。</p>
<p>Q-4 市税等の納付状況の確認の同意は必ず必要か？</p>	<p>A-4 市外からの転入の方を含め、同意が必要です。 同意いただけない場合、印西市において市税等の滞納がないことを証明する書面の提出が必要となります。</p>
<p>Q-5 新築住宅の場合、工事等の着手日・完了日とは何を指すのか？</p>	<p>A-5 補助対象設備等の工事が、実際に始まった日（着手日）、取付工事が完了した日（完了日）となります。 住宅全体の着手、竣工日の記載は不要です。</p>
<p>Q-6 申請者と工事請負契約書または売買契約書の発注者が異なってもよいか？</p>	<p>A-6 申請者と契約者の名義は同一でお願いします。</p>
<p>Q-7 ローンで購入したため、領収書がない場合、どうすればよいか？</p>	<p>A-7 <u>全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類の写し</u>のご提出をお願いいたします。</p>

<p>Q-8 クレジット払い、ネットバンキング等による直接振込み払い、電子契約等のため、領収書がない場合にも領収書の写しは必要か？</p>	<p>A-8 申請者が補助対象設備等の設置に係る金額を支払い、かつ、業者がそのお金を受領したことを確認する必要があります。そのため、お手数ですが、原則領収書を発行いただきますようお願いいたします。</p>
<p>Q-9 領収書の内訳はどの程度まで確認できればよいのか？</p>	<p>A-9 P5「4. 補助対象経費と補助金額」の補助対象経費のそれぞれの項目が確認できるものをお願いします。</p>
<p>Q-10 補助金の交付を受けて設備を設置したが、設備を売却することになった。必要な手続きはあるか？</p>	<p>A-10 設備の耐用年数を経過する前に処分（売却・譲渡・交換等）する場合は、「処分承認申請書」を提出していただく必要があります。 また、処分することにより収益が生ずると認められる場合は、補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。詳細はお問い合わせください。</p>
<p>Q-11 リース契約の期間は何年でも良いか？</p>	<p>A-11 リース契約期間が対象設備の財産処分制限期間以上の契約となっている、もしくは、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていることが必要です。</p>
<p>Q-12 リース事業者の所在地が市外でも申請できるか？</p>	<p>A-12 リース契約の場合、申請者とリース事業者の連名で申請していただくこととなりますが、リース事業者は市外の住所でも申請していただくことが可能です。</p>

【問い合わせ・申請窓口】

印西市 環境経済部 環境保全課 政策推進係

〒270-1396 印西市大森 2364-2

TEL 0476-33-4491 FAX 0476-42-5339

Email kankyoka@city.inzai.chiba.jp